

大口町商工会小規模事業者登録制度の申請をされる方へ

一般的事項

この登録制度は、大口町商工会が中心となって、町内の小規模事業者の活性化を図るため、登録者名簿を作成し、この制度の趣旨に賛同していただける大口町商工会会員等、大口町商工会及び大口町が発注する小額で内容が軽易な工事、修繕及び物品・消耗品等の発注に際し、登録者を優先して指名することにより、小規模事業者の受注機会を拡大しようとするものです。

なお、大口町商工会及び大口町では、原則として発注する合計金額が50万円以下の工事・修繕、30万円以下の物品（消耗品にあつては、3万円以下）、役務の提供及び業務委託が対象となります。

登録できない方

小規模事業者（従業員が、建設業で20人以下、商業で5人以下）でない方。

大口町内に主たる事業所を置いていない方。

成年被後見人、被保佐人、破産者で復権を得ていない方。

登録事項の変更等

登録内容に変更が生じたとき若しくは、登録を取消したいときは必ず申し出てください。

また、特に申し出が無い場合には、1年毎に自動更新されます。

情報公開

登録者名簿は一般に公開します。

受注者の選定方法

原則として、複数事業者による見積競争により決定されます。

大口町が発注者の場合、すでに入札指名人名簿（指名競争入札参加資格者名簿）に記載されている方は、この制度による優先指名は受けられません。

下請の禁止

申請書に記入する登録業種は、自ら履行できるもののみとしてください。

法の遵守

契約事項は、関係法令等に基づき信義に従って誠実に履行しなければなりません。

契約に関して違反する行為や不正又は不誠実な行為があった場合は、契約の解除、登録の取消等が行われます。

[申請書の書き方]

住所又は所在地

事業所の所在地を記入してください。

個人事業主が自宅で事業を行っている場合は、自宅の住所を記入して下さい。

商号又は名称

法人の場合は、登記された商号を記入し、個人事業主の方で通常使用されている名称がある場合は、その名称を記入して下さい。

登録業種

自ら履行することのできる業種を小分類の中から選択し（選択数の制限なし）、丸で囲って下さい。

履行にあたって許可等を必要とする業種を選択した場合は、許可書等の写しを添付して下さい。

提出先

大口町商工会窓口又は大口町役場行政課窓口

名簿登載

登録者名簿には受付の翌月の15日までに登載します。

この登録制度についてご不明な点は、大口町商工会（95-2557）又は大口町役場（95-1111）行政課までお問い合わせ下さい。